

国立大学法人長崎大学と株式会社大島造船所との包括的連携に関する協定書

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

国立大学法人長崎大学と株式会社大島造船所（以下「両者」という。）は、相互の発展に資するための包括的連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

平成30年10月12日

（目的）

第1条 本協定は、両者が多面的な連携の下、研究開発、人材交流、教育・育成、地域・社会貢献、環境保全等の分野で相互に協力し、高度人材の育成、科学技術の振興および産業と社会の発展に寄与することを目的とする。

住 所 長崎県長崎市文教町1番14号

氏 名 国立大学法人長崎大学

学 長 河野茂

住 所 長崎県西海市大島町1605番地の1

氏 名 株式会社大島造船所

最高代表取締役兼会長 南向

（連携・協力事項）

第2条 両者は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 1) 両者が研究開発を共同で推進すること
- 2) 両者の継続的な技術交流と交流会開催に関するここと
- 3) 教育および人材育成に関するここと
- 4) インターンシップ等の現地学習に関するここと
- 5) 地球環境保護活動に関するここと
- 6) その他産学連携に関して両者が必要と認めるここと

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置するものとする。

（秘密等の保持）

第4条 両者は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中および有効期間満了後を問わず、第三者に対して開示または漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定は、締結の日から発効し、有効期間は1年とする。ただし、交流会等を通じて活動内容の定期的振り返りと方向付けを行い、期間満了1か月前までに両者のいずれからも特段の申出がないときは、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、両者が協議して定めるものとする。